VLED　　第2回データガバナンス委員会

議事録（案）

1.　日　　時 平成27年2月6日（金）　10:00～12:00

2.　場　　所 三菱総合研究所　４階大会議室D

3.　出 席 者（敬称略）

副主査：野口祐子（グーグル株式会社　法務部長　弁護士）

委　員：沢田登志子（一般社団法人ECネットワーク　理事）、宍戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科　教授）、友岡史仁（日本大学法学部 教授）、森亮二（英知法律事務所　弁護士）

社　員：KDDI、日本アイ・ビー・エム、日本電気、日本電信電話、日本マイクロソフト、日立製作所、富士通、三菱総合研究所（事務局）

オブザーバー：総務省、内閣官房IT総合戦略室、経済産業省、国土交通省、国土地理院、国立国会図書館

自治体会員：千葉市

1. 配布資料 資料１．委員名簿（MRI）

資料２．今年度のアウトプット（改定案）（MRI）

資料３．オープンデータと関連する法制度の整理（MRI）

資料４．民間保有データの有効活用に関する意見のとりまとめ（MRI）

資料５．自治体向けガイドのマッピングとオープンデータガイドの改訂（MRI）

参考資料１．オープンデータガイド第１版（MRI）

1. 議題

１．新任委員挨拶

２．今年度のアウトプットについて

３．オープンデータと関連する法制度に関する議論

４．民間保有データの有効活用に関する議論

５．自治体向けガイドのマッピングと、オープンデータガイドの改訂

1. 議事録

１．新任委員挨拶

* 主要な官庁・地方公共団体・IT企業が参加している委員会と認識している。本委員会の中で、オープンデータ・ビッグデータを新たな視点で用いて、国民生活と密接に関わる領域の発展を目指していきたい。参加者と協力しながら、社会の常識を担う政治学の観点から貢献してきたい。

２．今年度のアウトプットについて

* 資料２を用いて説明。（事務局）
* パーソナルデータへの要望自体を提言するという認識で合っているか。
	+ 「パーソナルデータに関する検討会」で作成済みの法案骨子案に対して要望を集める。要望に対して本委員会で解決案を提示できる場合にはその案を示す。解決案の提示が難しければ、要望のみを提言する。
* IT総合戦略室のガイドを2/9以降に公開予定。オープンデータに関するガイドが乱立していることは認識しており、IT総合戦略室のガイドの立ち位置を当ガイド内でも明示している。
	+ ガイドが乱立しており、その立ち位置を明らかにするのは理解できる。自治体がオープンデータの導入を進めるとき、いくらガイドがあっても疑問が生じるはずであり、それに対する質問・相談を受ける団体が必要と考える。内閣官房やVLEDが受けるものなのか。
	+ 統一して全て受けるとは思っていない。ガイド以外にも手引書があり、こちらを最初に参照して頂き、詳細はIT総合戦略室のガイド及び他のガイドを確認するという方針である。他のガイドと協力してサポートしていきたい。
	+ 質問が生じる可能性は理解できる。質問の内容によってはVLEDとして受けることができるが、一律で受けることは難しい。
	+ 想定していなかった具体的な質問が出てくる可能性があるため、今後質問を受け付け、それを用いてニーズを探り、ガイドを改修していく必要があると考えている。
	+ 調整が必要だが、受けてよいと考えている。適宜内閣官房と協力していきたい。
	+ 自治体にも多様性があり、それに手引書及びガイドがすべて対応できているとは思っていない。そのため、種々のガイド制作組織が協力し、それぞれが強みとする領域で質疑対応する体制を取り、対処していければよいと考えている。

３．オープンデータと関連する法制度に関する議論

* 資料３を用いて説明。（事務局）
* 情報公開に関する法令を調べて、それを踏まえて公開を促す提案をするのがストーリー。統計法や改正後の個人情報保護法を含めて、現行の法制度としてまとめてほしい。公開請求が認められている法制度を並べて、そこで公開可能としているデータをオープンデータにすることを提案していきたい。
* 情報公開法はオープンデータを促進する法案とは言えない。公開に先立って加工することが前提となる。また、民間がどのようにそのデータを扱うかという点には触れていない。オープンデータに向けて新たな法制度が必要と感じている。
* 著作物の利用と閲覧は別なのか。情報公開法では著作物の利用を対象としている認識で合っているか。
	+ 情報公開法では不明確な対応になっている。開示請求された情報だけが対象であり、著作権法の対象としている領域とは別になっている。
	+ １つ著作権法で問題になっている事例があり、公開されていない著作物については、情報公開で公表をしてしまうと公表権の侵害になるということから公開されないことがある。
* 情報公開法で開示された情報について、法律上は二次利用することが可能なものの、現場では自由な利用を控える指示はよく出る。二次利用について明記しなければ、無言の圧力を含め公開が抑制されることを阻止できない。一方で、公開可否の基準は、一纏まりで公開するか否かを判断するのではなく、担当者が詳細な粒度で判断していくべき。ただし、担当者にそもそもその決定権を与えて良いのか否かという問題も生じる。
* 行政の著作物は個人情報を含む場合もある。その場合、情報公開法だけでなく、個人情報保護法を見ていかなければならない。情報公開法・個人情報保護法・著作権法など、各法律の立ち位置や関係性を明確にする必要がある。

４．民間保有データの有効活用に関する議論

* 資料４を用いて説明。（事務局）
* 匿名加工情報と統計情報の違いは何か。
	+ 位置情報プライバシーレポートでは、匿名加工情報は、加工により個人が特定可能な情報を、個人の特定をできないようにした情報のこと。統計情報は、個人が元々特定できない集計した情報のこと。
	+ 個人の特定という定義が曖昧であるが、容易に個人と照合できるのであれば、個人情報となる。
	+ 容易に照合するとはどういった意味・定義なのか。情報の持ち手によって容易に特定できるかどうかは変わるのではないか。
	+ 容易照合性は、議論の余地があり、まだ解決されていない論点ともいえる。どの情報を保有しているかどうかにより、その人・団体にとって個人情報となるか否かが決まる。
	+ 提供元にある時点で個人情報であれば、その個人の同意が必要。個人情報でなければ、同意は不要となる。
* 政府機関同士で情報を提供するときには、どのような法制度が関係してくるのか。
	+ EUの十分性認定を受けていないと、EUから政府機関に個人情報が提供されない事態が起こりうる。
	+ 本委員会でも行政機関個人情報保護法について議論する必要があると感じる。
	+ パーソナルデータに関する検討会では不十分であり、問題点の列挙だけで終わっている。今後、いずれかの組織で法整備に向けた検討を引き継ぐ必要がある。
* 学校関係のデータを、例えば街づくりに使用するアイディアが出てきている。成績が良い学校が地域にあれば、人が集まりやすく活性化させやすい。学校関連のデータに関する現状を教えてほしい。
	+ 様々な法制度があり、情報公開・共有を行うのは難しい。地域ごとに条例が異なり、また市立・国立・私立で法律が異なる。病院データでも同じ状況があり、乱立する法制度をどうまとめるかということになるが、良い解決策は見いだせていない。現状としては、個別に検討していくしかない。学校・病院だけでなく、多くのデータについて言える問題。

５．自治体向けガイドのマッピングと、オープンデータガイドの改訂

* 資料5を用いて説明。（事務局）
* 出典を表示しない代わりに自由に利用できるライセンスについてはどう考えるべきか。
	+ CCライセンスにおいては、出典者情報を記載することが必須ではなく、希望すれば記載しないことも可能と考えている。クリエイティブコモンズに確認する必要であるが、確認が取れればその旨をガイドに記載すると良い。
* データの出し方だけでなく、データの利用の仕方をガイドとして提示する必要はないのか。利用を想定しているデータがどのような扱いを受けるものなのか分からない。例えば、政府標準利用規約で公開されたデータを使う場合のガイドラインや、自治体のデータを利用して民間企業がサービサーとなる場合のガイドライン等が挙げられる。
	+ その点は対応していない。必要性を感じる。
* オープンデータを活用する場合のガイドなのか、それよりも広くオープンデータを民間のデータと混ぜて使う場合のガイドなのか、そのあたりはどのように考えているか。
	+ そのあたりの整理も含めて検討していただきたいと考えている。
	+ また先ほどの個人情報の話でもあったが、法律やルールが乱立しているのであれば、過去の具体例や判例が分かると良い。具体例があれば、それを参考に行動指針を考えられる。
* どうやってデータを守るかということで情報の秘匿の仕方はガイドがあるが、情報の公表の仕方についてのガイドはあまりない。公表の場合、どのような情報を公表するのかということが重要で、情報の種類によって変わってくる。ただし、今まではそもそも公表したいという話も無かったかもしれない。
* 政府標準利用規約で公開されているデータの使い方や、政府標準利用規約のデータと民間のデータを組み合わせたときのデータの使い方など、そういう整理はまずやっても良いのではないかと思う。
* IT総合戦略室のガイドは、自治体だけを対象としたガイドではない。民間企業を直接の対象にしている訳ではないが、参考になると思われる。今後、民間企業を対象としたガイドを検討する場もあり、作成していく必要性は感じている。VLEDで民間企業のニーズをまとめてほしい。
* クリエイティブコモンズのライセンスに関する質問は、クリエイティブコモンズが受けるのか。それともVLEDが受けるべきなのか。
	+ 人材や資金面の課題から、クリエイティブコモンズが受けるのは難しい。VLEDがその質問に回答する権限はないため、立場上難しい。
	+ 質問内容はデータの使用方法を聞くものが多い。使用方法については、最終的にはデータの提供元と提供先の間で決定されるべき内容であり、2者間で議論するのが基本である。そのため、クリエイティブコモンズ、もしくはVLEDの対応としては直接関わることはせず、頻出の質問をまとめその回答をウェブで公開することが考えられる。

以上